

平成 30 年度に実施する職員採用試験から 外国語試験のスコア等による加点制度 を導入します！

平成 30 年 5 月 11 日
山形県人事委員会

山形県では、平成 30 年度に実施する職員採用試験から、外国語の民間試験を活用した外国語資格加点制度を導入し、一定以上のスコア等を有する受験者に加点を行います。

Q1 どうして加点制度を導入することになったのですか？

A 1 山形県では、「山形県国際戦略」に基づいて、インバウンド（外国人旅行者）誘客や県産品の輸出拡大、国際的なイベントの誘致等を進めており、今後、こうした取組みを一層進めていくため、**外国語能力を有する方**を求めています。

Q2 加点制度を導入する採用試験や試験区分は何ですか？

A 2 **山形県職員採用試験（大学卒業程度）の全ての試験区分**です。
※選考試験（獣医師、薬剤師などの採用試験）は除きます。

Q3 加点の対象となるのは、どの外国語試験の、どの程度のスコア等ですか？

A 3 次の表のとおりです。

言語	外国語試験の名称	加点の対象となるスコア等
英語	TOEFL iBT	80 以上
	TOEIC Listening&Reading Test (平成 28 年 8 月 5 日の名称変更前の TOEIC テストを含み、公開テストに限る。)	730 以上
	実用英語技能検定	1 級、準 1 級
中国語	中国語検定試験	1 級、準 1 級、2 級
	漢語水平考試	筆記試験 6 級 180 点以上、同 5 級 180 点以上 口頭試験 高級 60 点以上
韓国語	韓国語能力試験	6 級、5 級、4 級
	「ハングル」能力検定試験	1 級、2 級、準 2 級

※ 平成 30 年度実施の職員採用試験の場合、証明する書類の有効期限に関わらず、**平成 25 年 4 月 1 日以後に受験した試験のスコア等**が加点の対象となります。

Q4 加点はどのように行われるのですか？

A 4 対象スコア等に該当する場合、第 2 次試験で実施する人物試験において、**行政は 20 点、行政以外は 15 点**の加点をします。ただし、1 つの外国語試験に限ります。

試験区分	試験種目	第 2 次試験の配点						合計
		総合試験	人物試験					
			集団討論	個別面接 1	個別面接 2	個別面接	外国語資格加点	
大学卒業程度	行政	100 点	100 点	100 点	300 点	-	20 点	620 点
	行政以外	100 点	100 点	-	-	300 点	15 点	515 点

Q5 加点を求めるにはどうしたらいいですか？

A 5 次の手続きをお願いします。

① 事前申告

受験申込みの際に加点対象となるスコア等のいずれかに該当（取得見込みを含む。）することを申告してください。申告がなかった場合は、加点しません。

なお、申込み時点で取得見込みのスコア等が複数ある場合は、複数を申告していただいても構いませんが、次の②の時点では、そのうちいずれか1つのスコア等を証明する書類を提出してください。

② 外国語資格加点申請書の提出

①の事前申告をし、第1次試験に合格した方には、合格通知書とともに「外国語資格加点申請書」の用紙を送付しますので、必要事項を記入の上、提出日（第2次試験1回目の指定時刻）に、次の証明する書類及びその他必要書類を添えて提出してください。試験係員が原本と写しを照合した後、原本は当日確認後に返却し、写しは回収します。

外国語	外国語試験の名称	証明する書類
英語	TOEFL iBT	Examinee Score Report 又は Test Taker Score Report
	TOEIC Listening&Reading Test (平成28年8月5日の名称変更前の TOEIC テストを含み、公開テストに限る。)	Official Score Certificate 又は Official Score Report
	実用英語技能検定	合格証明書、PROOF OF EIKEN CERTIFICATION、Certificate 又は 英検 CSE スコア証明書
中国語	中国語検定試験	認定証書、合格証明書 又は Certificate for Chinese Proficiency
	漢語水平考試	成績報告 又は 成績記載内容証明書
韓国語	韓国語能力試験	OFFICIAL TOPIK SCORE REPORT (成績通知書)
	「ハングル」能力検定試験	成績通知票・合格証明書、合格証(合格カード) 又は成績証明書

- ・平成30年度実施の職員採用試験の場合、証明する書類の有効期限に関わらず、**平成25年4月1日以後に受験した試験のスコア等**が加点の対象となります。
- ・証明する書類として、**原本とその写し(1部)**を持参してください。原本は、外国語試験を実施した団体から送付されたものとし、ホームページからダウンロード等をして印刷したものは認められません。
- ・証明する書類に顔写真の掲載がない場合は、**顔写真及び生年月日の掲載がある身分証明書とその写し(1部)**も提出してください。
- ・TOEICの「団体特別受験制度(通称:IPテスト)」のスコアは加点対象外です。
- ・虚偽又は不正が認められた場合は、職員として採用される資格を失うことがあります。

Q6 加点制度についての問合せは、どこにすればいいですか？

A 6 次の担当までご連絡ください。

山形県人事委員会事務局 職員課 (県庁15階) 任用・公平担当

電話: 023-630-2782 / E-Mail: yjinjii@pref.yamagata.jp



山形日和。